

別表（第六条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300
	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
	48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	

再任用職員及び任期付職員以外の職員

49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100
50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400
51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700
52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100
53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500
54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700
55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000
56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200
57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600
58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800
59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000
60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200
61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600
62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100	
63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400	
64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700	
65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000	
66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300	
67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600	
68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900	
69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100	
70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400	
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700	
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000	
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200	
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500	
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800	
76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100	
77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300	
78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600	
79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900	
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200	
81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400	
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700	
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000	
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300	
85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500	
86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300		
87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600		
88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800		
89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000		
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300		
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600		
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800		
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000		
94	299,400	323,000	349,400	383,000				
95	300,500	324,400	350,900	383,600				
96	301,800	325,700	352,400	384,100				
97	302,900	326,900	353,700	384,500				
98	304,100	328,200	354,900	384,900				
99	305,300	329,500	356,000	385,500				
100	306,500	330,800	357,200	386,000				

101	307,700	332,200	358,300	386,400					
102	308,700	333,100	359,400	386,900					
103	309,800	334,200	360,500	387,500					
104	310,800	335,400	361,700	388,000					
105	311,600	336,500	362,900	388,300					
106	312,200	337,600	363,400	388,700					
107	312,800	338,600	364,000	389,200					
108	313,500	339,700	364,600	389,500					
109	314,000	340,900	365,200	389,800					
110	314,500	341,900	365,700	390,300					
111	315,000	342,900	366,200	390,800					
112	315,600	343,800	366,700	391,300					
113	316,400	344,700	367,100	391,600					
114	317,100	345,600	367,500	392,100					
115	317,800	346,600	368,100	392,600					
116	318,500	347,600	368,600	393,100					
117	319,100	348,600	369,000	393,400					
118	319,900	349,100	369,500	393,900					
119	320,600	349,700	370,100	394,400					
120	321,400	350,300	370,600	394,900					
121	322,000	350,600	370,700	395,300					
122	322,300	351,000	371,300	395,800					
123	322,800	351,500	371,800	396,200					
124	323,300	351,900	372,200	396,700					
125	323,600	352,300	372,700	397,100					
126		352,700	373,200						
127		353,200	373,700						
128		353,600	374,200						
129		354,000	374,500						
130			375,000						
131			375,500						
132			376,000						
133			376,300						
134			376,800						
135			377,200						
136			377,600						
137			377,900						
138			378,400						
139			378,900						
140			379,400						
141			379,700						
再任用職員	240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300
任期付職員	169,900								

備考 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第二条** 山梨県警察職員給与条例の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第一号中「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の四十」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改める。

**第三条** 山梨県一般職の任期付職員の特例に関する条例の一部改正

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)  
第三十条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「及び」「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」を「とあるのは」「百分の百五十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十」に改める。

**第四条** 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「とあるのは」「百分の百五十五」と、「及び」に、「百分の百六十」を「百分の百五十七・五」に改める。

**附則**

(施行期日等)

**第一条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例(以下この項及び次条において「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、改正後の条例第三十一条第二項の規定は、同年十二月一日から適用する。

3 第三条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付職員の特例に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)第八条第四項の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

**第二条** 改正後の条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例又は第三条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

**第三条** 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十八年三月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

**山梨県条例第九号**

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山梨県安心こども基金条例(平成二十一年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十八年三月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

**山梨県条例第十号**

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県農地集積・集約化対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十八年三月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

**山梨県条例第十一号**

山梨県農地集積・集約化対策基金条例の一部を改正する条例

山梨県農地集積・集約化対策基金条例(平成二十六年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(処分の特例)

2 第六条の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金の全部又は一部を、その求めに応じて国に返還するために必要な経費の財源に充てるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

**山梨県条例第十二号**

山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

**山梨県条例第十三号**

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例（昭和五十一年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県立青い鳥老人ホーム設置及び管理条例

第一条及び第二条を次のように改める。

**(設置)**

**第一条** 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条第一項の規定により、養護老人ホームを設置する。

**(名称及び位置)**

**第二条** 養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山梨県立青い鳥老人ホーム	笛吹市

第三条第一項中「山梨県立青い鳥福祉センター」を「山梨県立青い鳥老人ホーム」に、「センター」を「老人ホーム」に、「別表のとおり」を「視覚障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表第一号に掲げる障害がある者をいう。）であつて、老人福祉法第十一條第一項第一号の規定により措置されたもの」に改め、同条第二項中「センター」を「老人ホーム」に改める。

第四条中「センター」を「老人ホーム」に改め、第四号から第六号までを削る。

第五条中「センター」を「老人ホーム」に改める。

第七条第二項中「あつた」を「あつた」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「センター」を「老人ホーム」に改める。

第八条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第九条ただし書中「あつては」を「あつては」に改め、同条第二号及び第四号中「センター」を「老人ホーム」に改める。

**附則**

別表を削る。

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番